

東京医療保健大学医療保健学部自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 学則第4条に基づき、医療保健学部の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、本学部の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況等について、自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 企画部長
- (3) 教務部長
- (4) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 自己点検・評価の実施方法に関すること
- (2) 自己点検・評価の分析に関すること
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関すること
- (4) 自己点検・評価結果の公表に関すること
- (5) 第三者評価に関すること
- (6) その他、自己点検・評価に関すること

(委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

(議事)

第6条 委員長は委員会を招集し議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、委員長が招集する日に開催する。

附則

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年12月19日から施行する。
この規程は、平成22年12月8日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。